

2020年度東京都予算編成に対する重点要望

2019年12月19日
日本共産党東京都議会議員団

< 1 > 防災対策の抜本的強化

- 1 住宅再建など被災者生活支援の恒久的な都独自制度を制定すること。
- 2 災害救助法に基づく応急修繕の制度の対象部分も含め、一部損壊住宅への支援額をさらに拡充すること。浸水被害にあった家庭の水道料金の負担を軽減すること。
- 3 抜本的に不足している避難所を確保するため、都有施設の提供、垂直避難が可能な民間施設との協定などを進めること。避難所の開設・運営のための体制確保策を区市町村とともに進めること。避難所を国際基準並みに改善するよう「避難所管理運営の指針」を見直すこと。また区市町村の物資購入などに対し財政的支援を行うこと。
- 4 今回の台風被害を考慮し、小河内ダムの治水活用や土砂の浚渫など国交省に多摩川水系・荒川水系の河川整備計画の見直しと拡充を求めること。
- 5 都の管理河川について氾濫被害の検証、河川の堤防の強度や損壊箇所、土砂の堆積、樹木の繁茂の状況などについての緊急調査を行い、復旧とともに、河床掘削や樹木伐採などの対策を急速に進めること。多摩川水系の水門等を開閉した場合の浸水について、区市とともにシミュレーションを行い、排水ポンプの強化、水門や樋門の操作の遠隔化、浸水地域の周知などハードとソフト両面の対策を立てること。
- 6 豪雨時に的確な情報提供がなされるよう、コンピュータのサーバーの増強や緊急告知ラジオや個別受信機の普及への支援、河川カメラや水位計の増設などの対策を抜本的に強化すること。
- 7 東部低地帯などでの広域避難の在り方について検討を進めること。巨大台風や豪雨が事前に予測される場合の計画運休や企業等の出勤抑制の仕組みを構築すること。

- 8 台風・豪雨など災害の危険が迫った時、自治体や住民が取るべき行動を事前に決めておく防災行動計画「タイムライン」を策定していない自治体へ支援を行うこと。自治会や町会などがつくる「コミュニティタイムライン」の策定に対して、都として技術的財政的な支援を行うこと。地下街浸水対策を強化すること。
- 9 土砂災害警戒区域内の避難所や配慮が必要な人が24時間滞在する福祉施設の安全化の計画を策定し、緊急にすすめること。住宅などの土砂災害対策工事に対する都独自の助成制度を創設するなど、区市町村と協力して支援を強化すること。
- 10 今なお被害に苦しんでいる多くの方々に必要な支援が行き届くよう、十分な予算を確保すること。市町村総合交付金を抜本的に増額すること。
- 11 被災した奥多摩町、あきる野市、八王子市、檜原村などの都道、日野橋をはじめとした橋梁の復旧を急ぐこと。島しょ地域の港湾施設の復旧を急ぐこと。市町村道（橋梁を含む）などの復旧に十分な財政支援を行うこと。
- 12 奥多摩町のわさび田の被害、島しょ地域の切葉の塩害、パッションフルーツ苗・トマト苗の枯死、野菜、飼料用作物などの倒伏・冠水など農作物被害の補償、島しょ地域のイチゴ畑、椿林の倒木除去など農地の復旧に十分な財政支援を行うこと。

＜2＞ 気候変動対策を強化し、再生可能エネルギーへの転換をすすめる

- 13 ゼロエミッション東京で定めた、2050年にCO₂排出実質ゼロのため、実効的な施策をすすめること。気候非常事態を宣言すること。
- 14 廃プラスチック対策は、削減を最優先とし、削減に向けた明確な目標を設定すること。熱回収は最終手段とし、マテリアルリサイクルを進めていくこと。区市町村と連携を深め、プラスチック削減のため必要な啓発を行うこと。都内で滞留している廃プラスチックの実態を調査し、回収業者への支援を行うこと。

＜3＞ 消費税は5%減税を実現し、暮らしと営業を守る

- 15 暮らしと営業を守るため、強行された消費税10%は5%に減税するこ

と。またインボイス制度は中止するよう国に求めること。

＜４＞ 希望するすべての都民への就労支援・雇用対策

- 1 6 就職氷河期世代、ひきこもりの方、重度障害のある方など、就労を希望する方々が抱えている困難を相談できる専用の窓口をつくり、就労を応援する支援策を拡充すること。
- 1 7 就労中の重度障害者が、重度訪問介護を受けられるよう都として支援を行うこと。
- 1 8 都内労働者の最低賃金 1 5 0 0 円を早期に実現するよう、国および経済団体に要請すること。非正規労働者と正規労働者の格差是正など、人間らしく働き生活できる雇用環境確保対策を実施すること。負担が増加する中小企業への支援策を合わせて実施すること。
- 1 9 高校中退者、非正規雇用者、非就業者を正規雇用につなげる職業訓練や、福祉、建設など人材不足が深刻な分野の職業訓練の規模と内容を大幅に拡充すること。都として職業能力開発大学校、短期大学校の設置を検討すること。
- 2 0 就活セクハラについての、相談窓口の開設や救済機関の創設など、対策を抜本的に強化すること。

＜５＞ 国民健康保険料（税）の負担軽減

- 2 1 国民健康保険の財政運営に責任を負う立場にふさわしく、保険料（税）の引き下げ、減免の拡充、子どもの多い世帯に対する負担軽減や、子どもにかかる均等割保険料の軽減などを実施すること。

＜６＞ 子育て支援の充実と児童虐待防止対策

- 2 2 来年度、児童相談所を設置する特別区に対し、子どもの最善の利益の観点から最大限の支援を行うこと。また、設置区が行う児童相談所自体の事務と児童相談所設置自治体となったことで行うこととなる事務、および現在の東京都独自事業（上乘せ・横出しを含む）で区が行うことになるものにかかる財源について、都区財政調整制度で保障をすること。

- 2 3 児童相談所の児童福祉司と児童心理司の大幅増員と育成を急速かつ計画的に進めること。
- 2 4 今後の都立児童相談所の配置のあり方についての考えを明確にし、多摩地域などで児童相談所を増設すること。
- 2 5 一時保護所を増設し、定員枠を大幅に増やすこと。
- 2 6 認可保育園の増設を中心にして、保育の質の充実を図りながら待機児童ゼロを早急に実現できる予算措置をすること。
- 2 7 公立保育園の整備費および運営費への補助を行うこと。
- 2 8 各区市町村の条例で定める学童保育の基準が引き下がらないように、また、「放課後児童クラブ運営指針」に沿った学童保育が実施されるように、基礎自治体に働きかけること。学童保育指導員の確保・待遇改善への支援を強化すること。
- 2 9 幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収とされた給食の副食費について、無償化するための予算措置を行うこと。都が行っている多子世帯の保育料負担軽減は、公立保育園も対象にすること。幼稚園類似施設のうち、現在対象外となっている施設や、外国人学校の幼稚部も無償化すること。
- 3 0 子どもの貧困をなくすための総合対策と数値目標をはっきり掲げた「子どもの貧困対策推進計画」を策定すること。
- 3 1 旧こどもの城の建物は、大型児童館として果たしてきた役割を踏まえ、子どもや若者、演劇関係者などの声を聞いて活用の検討を進めること。
- 3 2 不育症の検査費、治療費への助成を実施すること。

<7> 都有地活用による福祉施設整備の推進、福祉人材の処遇改善

- 3 3 都有地等を活用した福祉施設整備をさらに促進すること。都有地貸付料減額のさらなる拡大など制度を拡充すること。都有地活用推進本部の取り組みは、高齢者や障害者分野も対象に加えること。

34 保育、介護、障害者福祉などにたずさわる職員の給与改善と職員配置基準の改善、増配置をはじめとした総合的、抜本的な福祉人材対策を拡充強化すること。

< 8 > 高齢者の福祉・医療の拡充

35 シルバーパスは、現在の2万510円パスの対象者に対し、所得に応じた中間の費用負担を新設すること。多摩都市モノレール、ゆりかもめ、都県境のバス路線等にもシルバーパスを適用すること。

36 特別養護老人ホームや地域密着型サービスなどの整備費、運営費への補助を拡充し、大幅に増設すること。

37 75歳以上の医療費無料化に踏み出すこと。70歳～74歳で窓口2割負担の人への医療費助成を実施し1割負担にするとともに、65歳以上の医療費助成を実施すること。

38 認知症高齢者グループホームの整備費補助を拡充すること。また家賃補助を実施すること。

39 後期高齢者医療保険料の値上げを抑え、負担を軽減するため、財政安定化基金の活用や都独自の支援を実施すること。

40 介護保険の保険料、利用料軽減を実施する区市町村への財政支援を行うとともに都として介護保険料、利用料の減免制度をつくること。

41 認知症疾患医療センターを増設し、地域拠点型の病院のアウトリーチや相談員の配置等への支援を拡充すること。

< 9 > 地域福祉の充実

42 高齢者介護、身体・知的・精神などの障害者のケア、難病患者などの看護、病児や障害児の療育など、さまざまなケアを行っているケアラーの量的調査とニーズ調査を行い、必要な対策を構築すること。ケアラー支援条例を制定するため、当事者を入れた検討会を設置すること。

43 当事者の意見を踏まえながら都としてのひきこもりの実態調査を行い、

区市町村、NPO法人、親の会の活動などへの支援を拡充すること。就労だけをゴールとせず、一人一人に寄り添った支援を進めること。

< 1 0 > 障害者・難病患者への支援の拡充

4 4 グループホーム、通所施設や短期入所、入所施設等での人材確保、定着促進、配置の充実や、重度障害者を受け入れる施設での職員加配を進めるため、支援を拡充すること。

4 5 障害者の医療費助成の対象を、より軽度の障害者にも拡大すること。高齢者の新規申請を再開すること。

4 6 障害者福祉手当の対象に精神障害者、難病患者を加えること。高齢者の新規申請を再開すること。障害者福祉手当、重度障害者手当を増額すること。

4 7 都庁や教育委員会において、知的障害者をはじめ、障害の特性に応じた仕事を積極的に創出し、採用試験においても障害の特性に合った配慮をさらに強め、採用を促進すること。都庁のオフィスサポートセンターや教育庁サポートオフィスの取り組みを正規雇用に発展させるよう計画を持って進めること。

< 1 1 > 都立病院の直営堅持、保健・医療・看護の充実

4 8 都立病院の地方独立行政法人化の方針は撤回し、直営を堅持して拡充すること。

4 9 都立病院、公社病院の医師、看護師、薬剤師等を大幅に増やし、待遇改善と医療・看護体制強化を図ること。多摩・島しょ地域の公立病院・診療所への支援を拡充すること。

5 0 医師の養成・確保対策を拡充し、多摩・島しょ地域をはじめ、医師不足地域への支援を強化すること。看護師の大幅増員の目標を立て、養成・定着・再就業対策を拡充強化すること。

< 1 2 > 「居住の権利」保障の推進、住宅施策の拡充

5 1 都営住宅の新規建設を再開するとともに、建て替え時に戸数を増やすこと。若年者、障害者、単身者向けなど募集戸数を思い切って増やすこと。UR

住宅や公社一般賃貸住宅をはじめ、借り上げ都営住宅制度を実施すること。

5 2 都として、若者や子育て世帯、高齢者等の低所得の賃借人に対して直接助成して、家賃負担を軽減する家賃補助制度を創設すること。

5 3 都営住宅の約3割におよぶ住戸は、浴そう・風呂釜を設置しておらず、自己負担により設置しているため、都の責任で設置するように改善すること。畳など修繕の負担区分を見直し、負担軽減をはかること。エレベーター設置や共用部のLED化を加速させること。

5 4 区市町村の空き家対策利活用事業への支援を拡充すること。

5 5 マンションの適正な管理を支援するために、マンション啓発隊のようなアウトリーチとともに相談体制を抜本的に強化すること。

< 1 3 > 若者・子どもへの支援強化

5 6 青少年の健全な育成を支援するという青少年行政の本来のあり方に立ち戻り、青少年施策を専管する組織を設置し、総合的・抜本的な青少年施策の拡充・強化を進めること。

5 7 「子供・若者計画」の「子供たちが健やかに育ち、全ての人が希望をもって活躍できる社会の実現を目指」すとの計画策定の趣旨に基づき、子ども・若者の意見を聞きとる機会をつくり、その声が生きる施策へと拡充すること。子ども・若者自身が主体となって進める施策を確立し、予算の裏付けを持って進めること。

5 8 公立大学法人首都大学東京が設置・運営する、東京都立大学、産業技術大学院大学、東京都立産業技術高等専門学校などへの運営費交付金は減額せず、学生増などに見合うよう増額すること。

5 9 若者への家賃助成制度を実施するとともに、低家賃の公的な「若者むけ住宅」を整備、提供すること。

6 0 現代美術館、写真美術館、江戸東京博物館、たてもの園の常設展の観覧料を、高校生および18歳未満は無料、18歳以上26歳未満は半額とするとともに、都美術館、庭園美術館や特別展・企画展の若者の観覧料も無料や低廉に

すること。

＜ 1 4 ＞ 高校生・大学生の学費負担軽減

- 6 1 私立高校の都独自の授業料負担軽減は、年収 9 1 0 万円世帯まで拡大すること。低所得世帯への入学金補助を行うこと。都立高校の給付型奨学金は、支給対象費目を拡大し、所得制限を緩和すること。
- 6 2 東京都立大学（首都大学東京）の授業料は値上げを行わず、学費値下げに踏み出すこと。授業料減免制度の現行水準を維持し、さらに対象を拡大すること。

＜ 1 5 ＞ 教育条件等の整備・拡充

- 6 3 小中学校の給食費補助制度を創設し無償化すること。都内全域での小中学校の自校調理の完全給食を推進するために区市町村への補助を行うこと。
- 6 4 3 5 人学級を来年度から小学校は 3・4 年生まで、中学校は 2 年生まで拡大し、早期に全学年に広げること。さらに小中学校の 3 0 人学級を計画的に実施すること。少人数指導加配は習熟度別指導を条件とせず、1 学級 2 展開を認めること。
- 6 5 小中学校での都独自の学力調査、統一体力テストは廃止すること。全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）の区市町村別の結果の公表は行わないこと。国に全国学力テストの廃止を申し入れること。
- 6 6 私立学校教育の充実ならびに公私間格差解消のため、私立学校経常費補助を拡充すること。
- 6 7 教員の「一年単位の変形労働時間制」は導入しないこと。1 人 1 人の仕事は所定労働時間内で終わるようにすることが基本であることを明確にし、少なくとも、月の残業時間 4 5 時間以下を早急に達成すること。教員の持ち時数をへらし定数及び配置基準を改善し、教員を大幅に増やすこと。
- 6 8 教員定数が国基準を下回っている大規模小中高等学校の副校長や養護教諭を増員すること。

- 69 いじめ、不登校対策を拡充・強化し、子どもを追いつめるような学校のあり方を改善するとともに相談体制を充実すること。不登校対応の教員加配の充実、養護教諭の複数配置、スクールカウンセラー・ユースソーシャルワーカーの常勤化、スクールソーシャルワーカーの配置の拡充を進めること。
- 70 通信制高校や連携する施設の実態を調査し、15歳から18歳の子どもたちの教育保障のあり方を検討すること。不登校や引きこもり経験者などへの支援を行っている団体への支援を検討すること。
- 71 雪谷高校・江北高校の夜間定時制は、来年4月入学生の募集を行うこと。小山台高校、立川高校の夜間定時制の今日的意義を重視し、存続させること。
- 72 特別支援学校の重度重複学級を大幅に増設し、少なくとも重複障害の児童・生徒が全員在籍することを前提に編制すること。人工呼吸器を含めた医療的ケアの必要な子どもたちの通学保障のために、看護師の配置と研修の充実、通学専用車両の拡充にとりくむこと。特別支援学校にスクールカウンセラーを配置すること。
- 73 都立高校の学校図書館の司書は、民間委託をやめ、正規職員を配置すること。
- 74 東京都の文化財（建物等）や、文化財を保管する博物館等の、防火対策のガイドラインを作成し、文化財を火災から守るための支援を行うこと。

<16> 人権施策、ジェンダー平等の推進

- 75 人権条例にもとづき、性的指向・性自認を理由とする差別、国籍、宗教、政治信条、性別など、あらゆる差別や、ヘイトスピーチをなくす人権施策を推進すること。多様な性の理解の推進のため、都民参加で基本計画を推進すること。
- 76 「性犯罪、性暴力被害者ワンストップ支援事業」の支援体制強化のための支援を拡充するとともに、性犯罪・性暴力被害者を救済する「性暴力被害回復支援センター」を設立すること。
- 77 居場所を失った若年女性に対する支援を、民間団体と連携して強化すること。

78 選択的夫婦別姓制度の法制化を国に求めること。

79 都として同性同士などセクシュアルマイノリティーカップルの「パートナーシップ制度」を実施すること。

80 ウィメンズプラザで、東京のジェンダー平等にかかわる課題の掘り起こし、研究、対策と啓発にとりくむこと。

81 多文化共生の推進のため、行政機関での三者間通訳用タブレットの活用をはじめとする都内在住外国人の相談体制を充実すること。小中学校での教育やボランティア日本語教室等の実態について調査すること。

<17> 中小企業・小規模企業、東京農業への支援の拡充

82 中小企業・小規模企業振興条例にもとづき、中小企業予算を抜本的に拡充すること。

83 コンビニ等、各店一律の24時間営業を見直すよう本部に働きかけること。

84 都として、商店街を「地域の公共財産」と位置づけて、魅力ある商店街とするため、財政支援、地域と密着した専門家派遣・経営診断・相談など、公的支援を思い切って拡充し、継続した支援を行うこと。地元関連業者と連携して店舗と商店街施設などのリフォームなどに取り組めるようにすること

85 公契約条例を制定すること。公共設計労務単価が、現場労働者の賃金と乖離している実態を改善するよう元請け、業界に要請するとともに、都として実態を把握すること。

86 農地の保全、生産緑地の創出の支援を拡充すること。生産緑地の追加指定を促進し、農業施設用地や屋敷林などの宅地並み課税を見直すこと。都として農地の維持保全を支援するため、固定資産税を軽減すること。

<18> 消費者行政の充実

87 学校における消費者教育を充実するため、消費生活センターにコーディネ

ネーターを配置すること。学生など青少年の消費者被害の拡大防止の対策を強化すること。特殊詐欺の対策を拡充すること。

<19> 地域交通の整備、交通バリアフリーの推進

88 東京の総合的な交通政策の柱の1つにコミュニティバスを位置づけるとともに、コミュニティバスへの支援を抜本的に拡充すること。コミュニティバスへのシルバーパスの適用が促進されるよう、運賃補償額算定方法の見直しを行うなど、都の支援を拡充すること。「交通空白地域」の対象要件を緩和し23区も補助を受けられるようにすること。

89 「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」にもとづき都内すべての駅への可動式ホーム柵・ホームドアの設置を進めること。鉄道駅や車両内の、移動や情報提供などのバリアフリー化を支援し、必要なすべての場所へのエレベーター、エスカレーター設置を更に推進すること。要望のある所は複数ルートを設置を行うこと。

<20> 多摩・島しょ地域の格差の解消、振興の推進

90 市町村総合交付金を大幅に増額し、配分にあたっては市町村の自主性、特殊性を尊重すること。多摩振興・多摩格差解消を都政の柱にすえ、新たな財政的枠組みを創設するなど、財政支援を強化すること。

91 多摩都市モノレールの箱根ヶ崎への延伸を早期に実現すること。学生割引の割引率を拡大、学生向け回数券の発行などで、学生の負担を軽減すること。

92 義務教育就学児医療費助成は外来200円の負担をなくし、乳幼児医療費助成をふくめ、所得制限を撤廃すること。23区も含め18歳までの医療費無料化を実現すること。

93 多摩地域の小児医療、周産期医療を拡充し、不足がいちじるしい多摩地域のNICU増設を促進すること。

94 監察医制度を都内全域に拡大すること。

95 島しょ振興計画の実施にともなう必要な財政支援を充実すること。より柔軟な救急搬送への対応、また通院や、その同行などへの交通費の支援を行う

など、離島であることによる格差は解消すること。

＜21＞ 平和五輪の成功と五輪費用の削減・透明化

96 東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催の年にふさわしく平和や核兵器廃絶のとりくみを充実し、世界に発信すること。平和祈念館建設の準備に着手すること。

97 スポーツをする権利を明確にした「スポーツ振興条例」を制定し、都民スポーツの振興を充実すること。

98 五輪経費は大幅な削減と透明化、民間資金確保などの増収対策等を図ること。都負担の共同実施事業の内容を明らかにすること。

99 選手村整備において建設予定地である都有地を、住民訴訟の鑑定結果の92%引きもの安値で、特定建築者である大手デベロッパーに売却し、大幅に優遇するやり方を改め、基盤整備費の負担をふくめ適正な負担を求めること。五輪後に住宅として使用する場合、都営住宅やアフォーダブル住宅など、都民が低額で使用できる住宅を相当数確保すること。

＜22＞ 水道局の談合の一掃

100 民間企業との癒着や情報漏洩を一層するため、民間依存の業務委託について抜本的に見直し、また都の発注先企業への幹部職員の天下りはやめる方向で検討すること。

101 TSSとPUCの統合と現場業務の業務移転方針は見直し、水道局が直営で水道事業を実施できる技術力を保持すること。下水道事業のコンセッション方式などの民営化は行なわず、直営を堅持すること。

＜23＞ 不要不急の大型開発の見直し

102 カジノの検討は中止すること。

103 大型クルーズ客船ターミナル設置工事を抜本的に見直し、2バース編成はやめること。

104 首都高日本橋の地下化や外環道、「外環ノ2」、特定整備路線、優先整備路線をはじめ、住民合意のない幹線道路建設・計画は、中止・廃止をふくめ、抜本的に再検討すること。

105 自動車交通を抑制して既存の道路を有効に活用するため、公共交通への乗り換え促進、都心部への乗り入れ規制などの交通需要マネジメント(TDM)、最新のインターネット技術を活用した効率的な信号制御などを行うことで渋滞解消等を図る高度道路交通システム(ITS)の導入を促進すること。

<24> オスプレイ配備反対、米軍基地返還

106 欠陥機であり、騒音など重大な被害を周辺住民に与えているCV22オスプレイを横田基地から撤去するよう国と米軍に求めること。銃口を住宅地に向けた飛行訓練をやめるよう強く要請すること。

107 オスプレイ等の米軍機の危険な飛行、訓練の回数、飛行高度、騒音等の実態を詳細に調査すること。土壌汚染の疑いのある横田基地の環境について立ち入り調査を行うこと。全国の知事や自治体や都民と連携して日米地位協定の抜本改定及び全米軍基地の整理、縮小、返還を厳しく求めていくこと。

以上